民 | 総則 | 平成 17 年度　問題２改 | □□□

意思表示に関する次の１から５までの記述のうち，**誤っているもの**はどれか。

1　ＡＢ間でＡがＢに土地を売り渡す契約を締結したが，Ａが真意では売り渡すつもりがなかった場合において，ＢがＡの真意を知っていたときは，当該契約は，無効である。

2　ＡＢ間でＡがＢに土地を売り渡す契約を締結したが，当該契約がＡとＢとが通謀して行った虚偽のものであった場合において，Ｃが当該契約の有効性を過失なく信じてＢから当該土地を買い受けたときは，Ａは，Ｃに対し，当該契約が無効であることを主張することができない。

3　ＡＢ間でＡがＢに土地を売り渡す契約を締結したが，Ａの意思表示について法律行為の要素に錯誤があった場合において，Ａに重大な過失があったときは，Ａはその意思表示の取消しをすることができない。

4　ＡＢ間でＡがＢに土地を売り渡す契約を締結したが，Ａの意思表示がＢの詐欺によるものであった場合には，Ａは，当該意思表示を取り消すことができる。

5　ＡＢ間でＡがＢに土地を売り渡す契約を締結したが，Ａの意思表示がＢの強迫によるものであった場合において，Ｃが，Ｂから当該土地を買い受け，かつ，強迫の事実について善意であるときは，Ａは，Ｃが買い受けた後，Ｂに対する意思表示を取り消しても，当該取消しをＣに対抗することができない。

1　○

心裡留保では，相手方の意思表示が表意者の真意ではないことを知り，または知ることができたときは，そのような相手方を保護する必要がないので，無効となる（意思主義／93 条 1 項ただし書）。

2　○

通謀虚偽表示の無効は，これを虚偽表示後に登場した善意の第三者に対抗することができない（94 条 2 項）。

3　○

要素の錯誤があっても，表意者に重過失がある場合には，表意者は取消しの主張をすることができない（95 条 3 項）。軽率な表意者を保護しないためである。

4　○

被欺罔者は意思表示を取り消すことができる（96 条 1 項）。

5　×

強迫による意思表示の取消しは，詐欺の場合と異なり第三者保護規定がないので，取消し前の善意の第三者にも対抗することができる（96 条 3 項反対解釈）。なぜなら，強迫された表意者を保護する要請が強いからである。